



環 生 第 458 号

平成 27 年 3 月 10 日

浜松市長 鈴木 康友 様

静岡県知事 川勝 平太



「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る環境影響評価
方法書」に関する意見について

平成 26 年 10 月 20 日付け浜環廃第 181 号で送付された標記方法書に対し、静岡県
環境影響評価条例第 14 条第 1 項に基づき環境の保全の見地からの意見を別紙のと
おり述べます。

担 当	くらし・環境部 環境局 生活環境課 環境影響評価班
電話番号	054-221-2268
FAX 番号	054-221-3665
E-mail	seikan@pref.shizuoka.lg.jp

「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る環境影響評価方法書」に関する意見について

平成 27 年 3 月

静 岡 県

はじめに

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設事業は、現在稼働中の「南部清掃工場」、「平和清掃事業所」、「天竜環境事業所」及び「引佐中間処理施設」に替わり、それぞれの機能を集約した基幹的な新施設として、平成 32 年度供用開始を目指し浜松市が整備計画を進めている事業である。新清掃工場の処理能力は 399t/日(133t/日×3 炉)、新破碎処理センターの処理能力は 72t/日とする計画である。

事業予定地は、浜松市天竜区青谷地内である。当該地は、天竜奥三河国定公園の北側に隣接する浜松市有林の一部であり、現況はスギ・ヒノキを主体とする山林である。この一帯を水源として流れ出す沢水は、やがて長石（ながし）川と名前を変え、阿多古川に合流した後に天竜川に流れ込む。事業予定地周辺の「紙板」「小堀谷」「長石」の集落では、住宅、水田や畑等の農用地、山林等により里山景観が形成されている。また、天竜奥三河国定公園内にある静岡県立森林公園は、園内散策、野鳥観察等自然と親しむ施設として年間 80 万人を超える来訪者が利用している。

このように、事業予定地周辺は自然環境に恵まれ、生活の場であり、多くの人を訪れる場所であるため、事業者である浜松市は、この意見書で述べた意見、調査によって得られた知見、専門家からの意見等の情報を十分に勘案し、当該事業による環境影響をできる限り回避、低減するよう配慮していただきたい。

I 全般的事項

- 1 当該事業による環境への影響を可能な限り小さくするため、調査結果や専門家からの指導及び助言を、予測・評価に十分に反映させること。
- 2 方法書において選定した環境影響評価項目に係る調査計画は、調査実施計画書に詳細に記載すること。
- 3 環境影響評価の実施中に環境への影響を及ぼす新たな事実が判明する等、追加調査の必要が生じた場合は、専門家の指導及び助言を求め、評価項目及び調査手法について検討し、調査・予測・評価を行うこと。
- 4 事業計画及び環境影響評価の内容が住民、周辺施設、関係機関等に十分に理解されるよう、準備書の縦覧場所、意見募集概要、説明会の開催場所、回数、日時等について周知を図ること。

II 個別事項

1 大気環境

(1) 大気質

ア 工事関係車両の新たな走行ルートを設定する場合は、その周辺状況や走行車両台数の増加等を踏まえ、大気質の調査地点の追加等を検討すること。

イ 廃棄物運搬車両の搬入・搬出ルートにおいて、走行車両台数の増加等により影響が及ぶおそれのある場合は、大気質の調査地点の追加等を検討すること。

(2) 騒音・振動

ア 工事関係車両の新たな走行ルートを設定する場合は、その周辺状況や走行車両台数の増加等を踏まえ、騒音、振動についての調査地点の追加等を検討すること。

イ 地上気象調査結果を踏まえ、騒音、振動についての調査地点の追加等を検討すること。また、調査日の気象条件等による影響を考慮した複数回の調査実施等を検討すること。

(3) 臭い

調査時期及び回数について、2季（夏季・冬季）に1回ずつとしているが、地上気象調査結果を踏まえ、調査日の気象条件等による影響を考慮した季別等複数回の調査実施を検討すること。

2 水環境

(1) 水質

- ア 対象事業実施区域には重要な水資源があることから、供用時における施設の存在による水の濁り及び水質汚濁（pH）等の水質への影響について環境影響評価を実施すること。
- イ 排水先河川の水質への影響が懸念されるため、工事に伴う濁水やアルカリ排水の流出についての環境保全措置、自主的に設定する管理基準値及び基準値を上回る値が出た場合の対応について準備書に記載すること。

3 動物・植物・生態系

(1) 共通事項

対象事業実施区域における調査結果を示した文献等が少ないため、調査箇所、調査手法、調査時期、調査ルート等の選定については、専門家に指導及び助言を求めた上で調査実施計画書に記載すること。

(2) 動物

- ア 工事による既存の沢の水量の変化がもたらす水生生物への影響について、専門家に指導及び助言を求め、必要に応じ動物についての調査地点の追加等を検討すること。
- イ 現地調査の結果を踏まえ、希少種への影響の低減又は代償措置による環境保全措置について準備書に記載すること。
- ウ 猛禽類調査について、調査範囲の北側及び南側では、複雑な地形状況から、現在計画している調査地点からの観察が困難であることが懸念されるため、専門家に指導及び助言を求め、猛禽類についての調査地点の追加等を検討すること。

(3) 植物

現地調査の精度向上のため、シダ植物及び種子植物について「静岡県野生生物目録（2005年）」に掲載されていない種類が見つかった場合には、後日の検証のための標本作製し、種を専門家に確認すること。

(4) 生態系

造成により生じる法面等の緑化に用いる樹種等については、植物の現地調査結果を踏まえ、対象事業実施区域の植生や周辺樹林地との連続性に配慮し、使用する種や外来植物への対策等について準備書に記載すること。

4 景観

郷土の景観の保全のため、当該施設及び緑化に用いた樹木により森林景観及び里山景観の連続性を遮断しないよう配慮した予測・評価を行うこと。

5 人と自然の触れ合いの活動の場

工事関係車両の新たな走行ルートを設定する場合は、その周辺状況や走行車両台数の増加等を踏まえ、主要な人と自然の触れ合いの活動の場についての調査地点の追加等を検討すること。

6 地域交通

(1) 工事関係車両の新たな走行ルートを設定する場合は、その周辺状況や走行車両台数の増加等を踏まえ、地域交通についての調査地点の追加等を検討すること。

(2) 廃棄物運搬車両の搬入・搬出ルートにおいて、走行車両台数の増加等により影響が及ぶおそれのある場合は、地域交通についての調査地点の追加等を検討すること。